

スクラム

2026年5月号
第253号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

ヘイトに NO! 全国キャンペーン広島集会



4月23日、広島弁護士会館大会議室において、「ヘイトに NO!全国キャンペーン」広島集会が開催された。この集会は、広島県平和運動センターとスクラムユニオン・ひろしまの主催、広島労働弁護団の協力の下に行われた。参加者は80名を超えて会場が埋め尽くされた。スクラムユニオンからは12名が参加した。集会では、NPO 移住者と連帯する全国ネットワーク共同代表理事である鳥井一平さんをお招きして、「誰一人取り残されることのない社会を！」と題して講演をもらった。

集会開会にあたっては、平和運動センターの大瀬事務局長に司会を担当していただいた。続いて主催者を代表して土屋委員長が挨拶を行った。土屋委員長は、昨年の参議院選挙において参政党が「日本人ファースト」なるスローガンを掲げ、露骨な排外主義、ヘイトを主張したこと。その結果、日本国内においても一挙に排外主義主張が広がった。とりわけ、高市・自民党はその流れを利用し、民族排外主義、外国人差別を煽

り、外国人受け入れ総量規制や在留資格変更に関わる手数料の大幅増額（これまで1万円だったものを30万円にする）など、多民族・多文化共生とは全く相容れない方策を次々と打ち出してきている。それらの流れに反撃するためにも、今日の集会を打ち抜いていきたいと訴えた。

鳥井さんの講演内容をここで再現することはとてもできないが、主な内容を紹介したいと思う。

<はじめに> 何が起きているのか。ヘイト、ゼノフォビア（*）が選挙の名を借りて公然と跋扈した。ウソとデマで外国人を排斥、「日本人ファースト」による排外主義、川口での「クルド問題」すなわち、ヘイト問題である。その流れを受けての茨城県通報問題、「経営・管理」在留資格3000万円問題、在留資格手続き手数料での桁違いの増額などが生まれている。一方で地域、産業では求められている外国籍労働者、担い手不足＝全国知事会共同宣言（2025年11月26日）がそのことを如実に物語っている。

これらの現状分析に立って、日本における移民（外国人）の歴史を丁寧にひもとかれた。1980年以前のオールドカマー、1980年以降のニューカマー、それらはオーバーステイ容認政策（1980～1990年）日系ビザの創設（1990年～）外国人技能実習生制度（2010年～）＝現代の奴隷制度、批判を受けて技能実習制度の廃止と育成就労制度創設へ（2027年～）、特定技能（2019年）など新たな受入へと移ってきている。

しかし、日本政府は決して移民政策と言わない。「労働力だけが欲しい」何年か働いたら、日本から出て行ってほしい。だが、労働力と人間は切り離すことはできない。働いてほしいが、社会的負担は負いたくない。だからこそ、「外国人労働者」と呼ばず、「外国人材」と置き換える。

この日本政府の外国人政策に乗っかって、ヘイトがはびこっている。それもウソとデマによる。単一民族国家論から「日本人ファースト」、外国人犯罪キャンペーン、雇用競合論＝日本人の賃金が上がらない。健康保険、年金問題、生活保護などで「外国人が優遇されている。」これらは、自分たちが困っていることを外国人のせいにして事実に向き合おうとしないところから発生する。

ウソやデマ、ヘイトに対してはファクトチェックを！鳥井さんは力強く呼びかけた。ヘイトグループが100のデマを流すなら101のファクトチェックを行おう。デマに惑わされてはならない。そして、日常的な地域の交流が社会の発展につながる。

見方を変えれば、外国籍労働者が顕在化させた日本の民主主義の水準がある。それは「法令遵守」の水準であったり、労働基準の水準、さらには労働組合の水準であったりした。さらには医療・社会福祉の水準、自治体行政の水準、教育環境の水準など多岐にわたる。つまり、外国籍労働者とその家族の問題は、日本社会全体の鑑であり、課題でもある。

鳥井さんはまとめとして、次のように提起された。民主主義の深化の道筋として、民主主義の約束＝奴隷労働、人身売買との決別、根絶がある。つまり移民、難民は民主主義を体現する存在である。誰ひとり取り残されることのない社会へ、労使対等原則が担保され、「違い」を尊重し合う多民族・多文化共生社会へと向かわなければならぬ。

（*ゼノフォビア＝自分と違う国の人や文化を理由なく嫌ったり、排除しようとしたりすること）

続いて外国籍労働者からの生の声として、スリランカ人のR・Gさんからの発言を受けた。彼は参議院選挙の時に日本社会の雰囲気が大きく変わったことを切実な体験から訴えた。「日本人ファースト」などが声高に吹聴され、外国人に対する見方が一遍に厳しくなりました。自分の顔を見てください。一目で日本人ではないと分かります。町を歩いていてもいつ殴られたりしないか、石を投げつけられないか、子どもが学校でいじめられないかと不安と心配で一杯でした。これまでのように安全で安心して過ごせる日本社会であってほしいと願います。

最後に平和運動センターの大瀬事務局長から閉会挨拶を受けて集会は終わった。非常に内容の濃い、有意義な集会であり、今後の「ヘイトNO!全国キャンペーン」の拡大に向けて大きな一歩であった。



闘うヒロシマメーデー

広島県中央メーデーに参加したスクラムユニオン・ひろしま 土屋委員長は、来賓として要旨以下のような挨拶を行った。

先の衆議院選挙の結果は大きな衝撃でした。小選挙区制度の影響があると言っても自民党が単独で3分の2の議席数を獲得し、維新を加えれば優に改憲発議ができる状況となりました。高市は勢いに乗って、国論を二分する課題に取り組むなどと広言し、反動的な政策を次から次へと繰り出しています。しかし、物事は弁証法であり、反動が強まれば強まるほど、歴史を前進させる「動」の力が発展してきています。対立点が鮮明となり、何をめぐって闘っているのかが誰の目にもわかりやすく展開しています。高市政権に立ち向う大衆的な運動を作り上げ、草の根からの反撃を組織しましょう。

闘うヒロシマメーデー報告：郵政ユニオンとスクラムユニオンの仲間たち20数名の結集で、闘うヒロシマメーデーが行われた。会場は広島駅南口にあるビッグフロント会議室であった。昨年に引き続いて、スクラムユニオンの土屋委員長から労働組合の今後について講演があった。講演内容要旨は以下の通りである。

階級連帯ということ：労働運動に携わり、少なからず活動している人ならば労働者階級の団結、階級連帯の必要性を否定する人はいない。だが、実際に階級連帯を実現することは簡単なことではない。

自身の活動で経験したことから：組織された産別労働者や幹部の人と話をしている、本当に不思議に思うことがあった。それは、中小・零細企業の未組織労働者や非正規雇用労働者の組織化や労働条件の改善について、ほとんど話題に上ってこないことであった。日本の労働者階級の圧倒的多数を占めている彼らに対してどうして無関心でいられるのか。彼らにこそ労働組合が求められており、彼らを組織し、労働条件を改善する闘いを組んでいくことが日本労働運動の帰趨を決することにはならないのか。もっと大胆に未組織労働者の中に非正規雇用労働者の中に入っていきべきではないのか。それが組織された労働者の責務であろう。

何回かのストライキを打ったが、唯一門前行動に駆けつけてくれたのは垂坂ユニオンの仲間たちだけであった。そのことがどれだけ貴重で重大なことなのか。階級連帯とは言葉だけではなく行動で、実践的に示されなければならない。

資本家階級の戦略：資本家階級は、階級分断、階級解体と言った戦略を持っている。その端的な例がアンダークラスの登場である。2000万人を超える非正規雇用労働者が生み出され、団結することさえ困難にさせられている。また、働き方の多様性などと言って、労働者が集まることさえできなくなるような働き方を強要している。(テレワーク、在宅勤務、交替勤務など、また、ギグワーカーの創出など)

だが、だからこそ、組織された労働者の持てる力と地域でますます拡大している未組織労働者、非正規雇用労働者たちとの結合が必要なのである。ただ、このためには現状を改革しようという情熱と困難を前にしてへこたれない不屈の精神が必要であろう。そして、自分たちの生活にある程度犠牲にしても闘い抜く思想と覚悟がいる。自分が労働者のために生きるという思想が必要である。わかりやすく言えば、働く仲間のために生きる、闘うということである。

2026 平和と命と人権を！ 5・3 憲法集会 報告 村中信行

5月3日午後1時半より「2026 平和といのちと人権を！ 5・3 憲法集会」が県民文化センターをメイン会場とし、福山、三原、三次をオンライン会場に開催されました。雨の降りしきる悪天候でしたが、県民文化センターには満員の550人、オンライン会場も88人が参加したと主催者から発表がありました。集会は第一部で高校生たちが脚本を書いた憲法ミュージカル「声を上げよう！ 2026」が上演され、第二部では名古屋学院大学教授（憲法学、平和学）飯島滋明さんが「憲法を活かして戦争のない世界に」と題して講演されました。

まず「改憲・壊憲を目指す高市政権」は特に非核三原則の見直し、武器輸出の実施から手をつけようとしていると指摘しました。広島選出の岸田元首相は「TIME」の表紙になった際に「岸田文雄首相は数十年にわたる平和主義を放棄しようとしている。そして自分の国を真の軍事大国にしようとしている」と記載され、実際岸田首相の時に軍事費は急激に増加していることを防衛白書の資料で示されました。

また各国は先の大戦での日本軍による蛮行を決して忘れてはいけないことを話されました。オーストラリア国立戦争記念館、コタバル戦争記念館（マレーシア）、旧フォード博物館（シンガポール）やイギリスの帝国戦争博物館などに「性奴隷(慰安婦)」や残虐な行為についての紹介、記述があるそうです。そしてこうした非人道的な侵略戦争を起こした権力者や軍の上層部は「愛する国のためなら死ぬ」と国民には死を強

要しながら、自分たちはいざとなれば真っ先に逃げた！と指摘されていることは忘れてはいけないことだと思います。



もしも自衛隊明記の改憲が実現すれば、自衛隊の維持は政府の憲法上の責務であるとの論理で徴兵制も実現する可能性があるだろうし、医師・看護師・薬剤師・建築・土木・運送・通信業者など民間業者が戦争に活用される危険性もあるとのこと。さらにスパイ防止法やネット工作の問題、国旗損壊罪などについてお話は続けました。特にスパイ防止法はその対象が外国人スパイだけでなく、権力にとって目障りな国民も監視、弾圧の対象になる、しかも何が犯罪かもわからないまま刑罰を科せられかねないという恐ろしさについてのお話は、きっと国(権力)はそういうことをやるだろうとかならずけるものでした。

そして、ユネスコ憲章前文から「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と引用し、「心の中に平和のとりで」を築く取り組みが重要だとしました。最近の武力紛争で平和になったことがあるか？と問いかけられ「武力で平和は作れない」、平和外交を求めなければいけないとされました。

確かに人口は減っている、食糧は自給できない、資源はない、エネルギーもないというこの国は戦争なんかできません。憲法の国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という原則は権力の暴走を縛りつけています。それを権力が都合のいいように変えようという策動には断固反対していかなければならないと改めて考えた集会でした。

「4.26 チェルノブイリデー」座り込み

チェルノブイリ原発事故が起きてから40年目となる節目の4月26日、広島原水禁と広島県平和運動センターは、平和公園で脱原発と核廃絶を訴える座り込みを行った。雨が降りしきる中、被爆者たち約30名が参加した。「核と人類は共存できない」という横断幕を掲げ、原爆資料館本館のピロティで30分間座り込

みを行った。スクラムユニオンからも3名が参加した。



マイクを握った参加者たちは、そろって原発の持つ危険性を指摘し、また、ロシアによるウクライナ侵略戦争でも原発が攻撃対象となるなど、原発は安全保障上からも極めて危険な存在であることが明らかとなったと危機感を訴えた。

そして、「チェルノブイリのような事故は起きない」と宣伝され続けた日本でも、

2011年3月11日、東京電力福島第一原発でチェルノブイリと同じレベル7の事故が発生した。15年経た現在でも廃炉の見通しは立っておらず、政府が言う2051年までの廃炉は不可能との見方が大勢を占めている。にもかかわらず、政府は「原発の最大限活用」へとエネルギー政策を転換し、次々と原発再稼働と強行している。このような流れを押しとどめるためにも、脱原発の歩みを進めていく必要がある。

座り込み参加者一同の名で採択されたアピールは、「核と人類は共存できません」。新たなヒバクシャを作らせないためには、「核絶対否定」の道しかありません。私たちは、人類史上初めて原子爆弾の惨禍を被ったヒロシマから改めて訴えます。このように締めくくった。

闘 争 短 信

本四バス26 春闘報告

スクラムと本四バス分会は3月19日に26春闘要求書提出交渉を行った。今春闘の賃上げ要求のポイントは、これまで会社側が賃上げのひとつの考え方としてきた「前年の広島県最賃時給の上昇額×月平均労働時間」にそったものとしたことだ。それによって、今春闘の賃上げ額を65円×172時間=11,200円とした。

会社の経営は依然厳しいとしても、この基本給の一律11,200円の引き上げは、物価高騰の折、組合員とその家族の生活を守るための最低の要求だ。さらに年間賞与額の3ヶ月から3.5ヶ月への増額、退職金制度の改善（65歳定年制の導入等）、キロ手当の増額、運行管理者関連手当の引き上げを要求した。

4月6日の第2回目の交渉で、会社は以下のとおり回答した。

- ①基本給については、現在の経営状況から一律3千円アップする。
- ②賞与については、現行通り夏季と冬季各1.5か月計3.0ヶ月支給する。
- ③65歳定年制は継続審議とする、特別加算金については個別協議とし、退職慰労金の増額は継続審議とする。

⑤キロ手当については、走行距離1キロから200キロメートルについて現行のキロ当たり9円から10円に引き上げる。

⑥運行管理に係る手当については、現行の運行管理者（有資格者）手当月額5000円は継続支給とし、運行管理者(専任)月額を、現行5千円から1万円に引き上げる。

そして、会社は、別途、職務手当現行8千円を4千円引き上げ1万2千円とする。①の基本給と合わせて7千円アップで了解してほしいと回答した。

これに対して、組合は、基本給が低いので閑散期に仕事が減ると手当部分が減り生活が厳しいという実態を突き出した。会社は閑散期も含めて営業活動の強化に努力していくと回答した。また、組合がベアとは別に定期昇給制度の導入の検討を求めたことに対して、会社は今後3年を目途に定昇制度を含め人事評価制度導入を検討している、尾道支店の私鉄労組とも同額回答で妥結したので理解してほしいと回答した。

組合本部としては、組合員と家族の生活を守るためのギリギリの要求と会社回答に乖離があるが、最終的には会社の回答で妥結し整理した。

今後も厳しい経営が続くことが予測される中で、いわゆる賃金原資の壁につきあたることは必至である。会社役員の経営努力は当然必要だが、経営側の論理に取り込まれることなく、組合員が自信をもって自身と家族の生活維持のために大幅賃上げを要求することができるよう、組合員の意識を高めることが課題である。

団交を無視する悪質会社を不当労働行為で訴える!

労働条件の不利益変更を強行し、あげくに雇止めしようとする悪徳会社

Aさんは2000年6月に(株)第一ビルサービス(以下「会社」という)に警備員として採用され、以降通算25年間1年毎の契約を継続更新してきた。

会社は、Aさんの契約を2025年5月から6ヶ月毎の更新に変更し、事前に何の説明もなく6月から出勤日数を月12日から月6～8日のシフトへと激減させた。さらに、会社は、2025年1月にAさんに対して、同年3月の「30分の遅刻」(実際は約10分)を理由に、次回契約更新を行わないと口頭で通告した。Aさんは会社の対応に不信を持ち、2026年1月組合に加入した。

組合は2月22日に第1回団交を行い、①事前の説明もなく、出勤日数を激減するという労働条件の不利益変更によって削減された給料を支払うことを要求した。また、②「30分の遅刻」だけを理由に、次回契約更新を行わないと口頭で通告したことは、客観的合理性がなく、社会通念上認められない、これは解雇権の濫用であり無効であるが、紛争を早期に解決する観点から、給与の6か月分相当額を解決金として支払うことを要求した。そして、次回団交開催日を3月23日とすることを確認した。

団交の後、3月11日に次のような会社の回答書がメールで組合に送られてきた。①労働条件の変更(勤務日数減)については、説明および書面の交付が確実に行われ、本件変更に関する合意が適正に成立していたので法的な支払い義務は生じない。②雇止めについては、30分遅刻だけでなく警備員としての適格性を欠くと判断して、2026年5月末をもって契約満了とする。契約満了の撤回、ならびに解決金等の支払いには応じかねる。

しかし、①Aさんは労働条件の不利益変更を真に自由な意思に基づいて合意しておらず、「給与の削減」同意は効力を生じない。また、②会社はAさんに対して、雇止めの理由を通知した時点では「遅刻したこと」

だけしか挙げておらず、その他の理由は後出しであり、到底認められるものではない。以上の理由を組合は準備して次回団交に臨んだ。

団交による合意形成の意思のないことを宣言する会社

ところが、3月23日第2回団交の冒頭、会社は「(3月11日の会社の回答は決裁権者の) 最終的な決定が下ったもの」と宣言した。そこで、組合が「会社が決定したことについて再検討する余地がないのか」と尋ねたら「そうです」と明言した。これを聞いて組合は「要するに、やるとしたら法的手段を取るってことでしょう」と答えた。組合は会社の主張は「やれるもんなら法的手段をとってみろ」ということと判断して団交は決裂した。

不誠実団交として会社を不当労働で訴える

組合は、4月16日に県労委に以下2点の不当労働行為救済を申し立てた。①会社が組合の申し入れを無視して決裁権を持たない者だけで団交を行ったことは労働組合法第7条2号に該当する不誠実団交である。②会社は、「会社の回答は、最終決定だから交渉して変わることがない」と団交による合意形成の意思のないことを団交の初めから宣言した。これは、同法第7条2号に該当する悪質な不誠実団交である。

団体交渉は組合の権利である。組合は、団交の意義を認めないという悪質な警備会社の不当労働行為に対して、救済命令が出るまで最後まで断固として闘う。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

4月の報告 (一部抜粋)	5月の予定 (一部抜粋)
1日 出雲労働相談、フジアルテ事務折衝	1日 闘うヒロシマメーデー
3日 東広島交通分会、県労協幹事会	3日 憲法集会、NPO理事会
5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	7日 広島陸送団交
6日 本四バス団交	10日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
7/8日 出雲労働相談	11日 佐世保重工業団交
11日 春闘集会出雲	14日 広島県労委第1回調査(第一ビルサービス)
13日 東広島交通団交、佐世保重工業団交	16/17日 CUNN 運営委員会
16日 広島陸送団交	18日 実習生ネット
17日 DAYS 団交、財政会議	21日 東広島交通団交
20日 NPO 会計監査、NPO 事務局会議	23日 NPO 総会
23日 ヘイト NO! 全国キャンペーン広島集会	25日 広島県労委調査(メインストリーム労働組合)
26日 江田島自動車学校分会	28日 フジアルテ団交
27日 田中会団交、YAMATO 団交 (他)	6月7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 (他)